



2025年12月2日

各 位

会 社 名 大阪油化工業株式会社

代表者名 代表取締役社長 堀田 哲平

(コード: 4124 東証スタンダード市場)

問合せ先 業務部長 山本 泰弘

(TEL. 072-861-5322)

## 監査等委員会設置会社への移行及び執行役員制度の導入に関するお知らせ

当社は、2025年12月2日開催の取締役会において、2025年12月25日開催予定の第64期定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行するとともに、新たに執行役員制度を導入することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 監査等委員会設置会社への移行

##### (1) 移行の目的

取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を一層強化するとともに、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図るものであります。

##### (2) 移行の時期

2025年12月25日開催予定の第64期定時株主総会において、移行に必要な定款変更について承認いただき、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行する予定です。

#### 2. 執行役員制度の導入

##### (1) 導入の目的

昨今の経営環境の急激な変化を踏まえ、経営に関する意思決定の迅速化及び業務執行における役割・責任の明確化を図るものであります。

##### (2) 制度の概要

- ・執行役員の選解任は取締役会の決議によるものとする。
- ・執行役員の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- ・取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）は執行役員を兼務することが出来る。
- ・執行役員は担当業務の執行責任者として業務を遂行する。

##### (3) 導入の時期

2025年12月25日（予定）

#### 3. その他

##### (1) 監査等委員会設置会社への移行に伴う定款の一部変更

本日付の開示「定款一部変更に関するお知らせ」をご参照ください。

(2) 監査等委員会設置会社への移行及び執行役員制度導入に伴う役員人事

本日付の開示「取締役候補者の選任及び役員の異動に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上